

# 簡易な所得額の申立書（申請者本人用）

# 【公的年金受給者用】

- ・「ひとり親世帯臨時特別給付金申請書【基本給付】」及び「簡易な収入額の申立書」と一緒にご提出ください。
- ・「簡易な収入額の申立書（申請者本人用）」の要件又は「簡易な収入額の申立書（扶養義務者等用）」の要件を満たさなくても、以下の本申立書の要件を満たせば支給の対象となります。
- ・下記にある本給付金の申請要件を満たす場合に支給の対象となります。

各項目を確認いただき、氏名をご記入ください

- ・本給付金の申請要件に該当しています。
- ・年間所得額（E3）が所得基準額（F）を下回っています。
- ・控除額が分かる書類（帳簿など）を提出しています。
- ・本申立の内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申立人氏名 \_\_\_\_\_ 印

自署（本人が手書きで記入）した場合は、押印は必要ありません。

所得で申し立てしたい方と申請者本人の関係性であてはまるものにチェックしてください。

本人

**「簡易な収入額の申立書」において算出した年間収入額（E）のうち、控除できる金額をご記入ください。（下記の項目以外の控除額は記載不要です。）**

項目		金額（単位：円）			注意事項			
		万	千	百		十	一	
A2	養育費						養育費の20%の金額をご記入ください。 1円未満の端数は、四捨五入してください。	
B2	給与収入	給与収入の額(B)		控除額			給与収入の額(B)を左の表にあてはめて、該当する控除額をご記入ください。  例 Bの額が3,000,000円の場合 1. 1,800,000以上3,600,000以下の区分です。 2. この区分の控除額はB×0.3+180,000です。 3. 計算すると3,000,000×0.3+180,000より1,080,000となります。	
		以上	以下					
		0	650,000	B				
		650,001	1,625,000	650,000				
		1,625,001	1,800,000	B×0.4				
C2	事業収入又は不動産収入						平成30年中の事業収入又は不動産収入に係る経費をご記入ください。帳簿もしくは確定申告書などの経費が分かる書類をご提出ください。	
D2	年金収入	年金収入の額(A)		控除額			年金収入の額(A)を左の表にあてはめてください。 65歳以上の場合は右の表になります。	
		以上	以下					
		0	1,300,000	700,000				
		1,300,001	4,100,000	A×0.25 +375,000				
X	社会保険料の相当額		8	0	0	0	0	一律で80,000円となります。
Y	その他の控除額							課税証明書などで、以下の控除等がある場合にその合計額を記入してください。 ・雑損控除及び医療費控除 ・小規模企業共済等掛金控除 ・障害者控除及び特別障害者控除 ・勤労学生控除 ・雑損失の繰越控除

E	平成30年1月～平成30年12月の年間収入の合計額						簡易な収入額申立書から転記してください。
E2	控除額の合計						(A2+B2+C2+D2+X+Y)により算出してください。

(裏面に続きます)

職員記入欄	基本番号	受付者	審査者

E3	年間所得額		表面の(E-E2)より算出してください。
F	所得基準額		下にある所得基準額より転記してください。

○所得基準額を算出します

申請者が生計を同じくし養っている親族(児童含む)、または養っている親族以外の児童(平成30年12月31日時点で扶養を行っている者)の氏名を、**簡易な収入額申立書と同様**にご記入ください。

番号	フリガナ	生年月日	平成30年12月31日 時点の年齢	該当する場合は△または○を記入		職責記入欄	
	氏名			16歳以上23歳未満の親族(△)	70歳以上の親族・配偶者(○)	△	○
1							
2							
3							
4							
5							

上記で記入した人数を  
チェックした上で、  
あてはまる基本基準額を  
エの欄に転記してください。

△もしくは○ の合計数		
係数	× 150,000円	× 100,000円
加算額		

✓	人数	基本基準額
	0人	1,920,000円
	1人	2,300,000円
	2人	2,680,000円
	3人	3,060,000円
	4人	3,440,000円
	5人	3,820,000円
	人	円

6人以上いる場合は、1人増えるごとに380,000円を  
加算します。

単位：円

ウ	加算額合計	
エ	基本基準額	
F	所得基準額 (ウ+エ)	

Fの所得基準額を、上にあるF欄に転記してください

申請者が**父母以外の養育者**で、かつ**以下のいずれかに該当する場合は**所得基準額が変わりますので、こども福祉課  
児童扶養手当担当(047-712-8539)までご連絡ください。(異なる様式の所得基準額の算出票をお送り  
します)

- ・父が死亡または生死不明かつ母がない児童、もしくは母が死亡または生死不明かつ父がない児童
- ・母がなく、かつ、父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらないで懐胎した児童であって、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの
- ・父がなく、かつ母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらないで懐胎した児童に該当するかどうか明らかでない児童